

令和7年度 港湾整備事業実施における取り組みについて(業務)

港湾空港部
港湾空港整備・補償課
令和7年4月11日

各種試行・取組(施工基準関係)の令和7年度の方針

取組名	内容	令和7年度の方針
品質確保調整会議(業務)	業務着手前、変更事象発生時に、受発注者が現場条件、施工計画、業務工程等について、総合的に確認・調整するため、受発注者の責任者が参加する会議	原則全件 ※設計変更協議会、三者会議、三者連絡会を統合
業務書類削減の取組	外業のある業務を対象に「週間工程表」を作成し、旬報と休日調査業務通知書の提出を不要とする	外業のある業務(土質調査、測量、発注者支援、水中部施工状況確認補助等)※標準化
現場環境改善の取組	「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める	全業務
クイックレスポンス(業務)	業務実施で発生する諸問題への迅速な対応の実現	標準化
業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査	業務の打合せと検査の要領を規定。受注者の移動時間の削減による働き方改革と接触減による新型コロナの感染拡大防止を図る	標準化
遠隔臨場	港湾の測量・調査現場において「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を導入	令和5年度より試行開始
オンライン電子納品	電子媒体で納品されていた納品物を、業務帳票管理システム経由でクラウド上に、直接保存	標準化 ※オンラインによる納品が出来ない場合は、電子媒体で納品ができる。
BIM/CIMクラウドの試験運用開始	調査、設計、施工、維持管理までの3次元モデルを、受発注者間においてクラウド上で共有するとともに、閲覧機能を付与した「BIM/CIMクラウド」の試験運用を令和6年度から開始	全業務
BIM/CIM適用(業務)	新規及び大規模プロジェクト、改良事業の設計等業務(原則は細部・実施設計)に適用。 ※但し、3次元モデルの活用が見込めない業務、構造検討に至らない設計等は除く。	原則適用
災害時における緊急対応に適合した「請負業務成績評定」の見直し	災害時における調査・測量及び設計は現場優先となり、現行の評価項目では業務成績が下がる事象も散見されることから、「 <u>災害協定に基づく緊急対応業務</u> 」として請負業務成績点への加点を行う。	災害時の緊急対応業務

※赤字は令和7年度新規または変更箇所、青字は中国地整独自の取組

令和7年度直轄事業の実施に向けた取り組み

令和7年度直轄事業の実施に当たっては、新担い手3法を踏まえつつ、「働き方改革」、「担い手の育成・確保」、「生産性の向上」の3本柱を中心に取り組みを推進。

黒字:継続項目 赤字:新規項目

①働き方改革

- 業務書類の削減
- 業務帳票管理システムの運用
- 工事及び業務の現場環境改善の取組
- 契約変更事務がトライン(業務)の活用

②担い手育成・確保

- 品質確保調整会議の適切な運用
- 災害時における緊急対応に適合した「請負業務成績評定」の見直し

③生産性の向上

- BIM/CIMクラウドの試験運用の開始
- 業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査
- 測量・調査現場における遠隔臨場の試行

(1)働き方改革 業務書類の削減

継続

業務書類の「集約・提出抑制」(試行)

- ・「履行報告書(業務旬報)」「休日調査業務通知書」を不要とし、新たに「週間工程表」を作成し集約。
- ・「週間工程表」の提出は、調査職員宛に事前にメールで送信し、紙書類での提出は不要とする。

**履行報告書
(業務旬報)**

**休日調査業務
通知書**

提出不要

集約

①履行報告書

②休日調査業務通知書

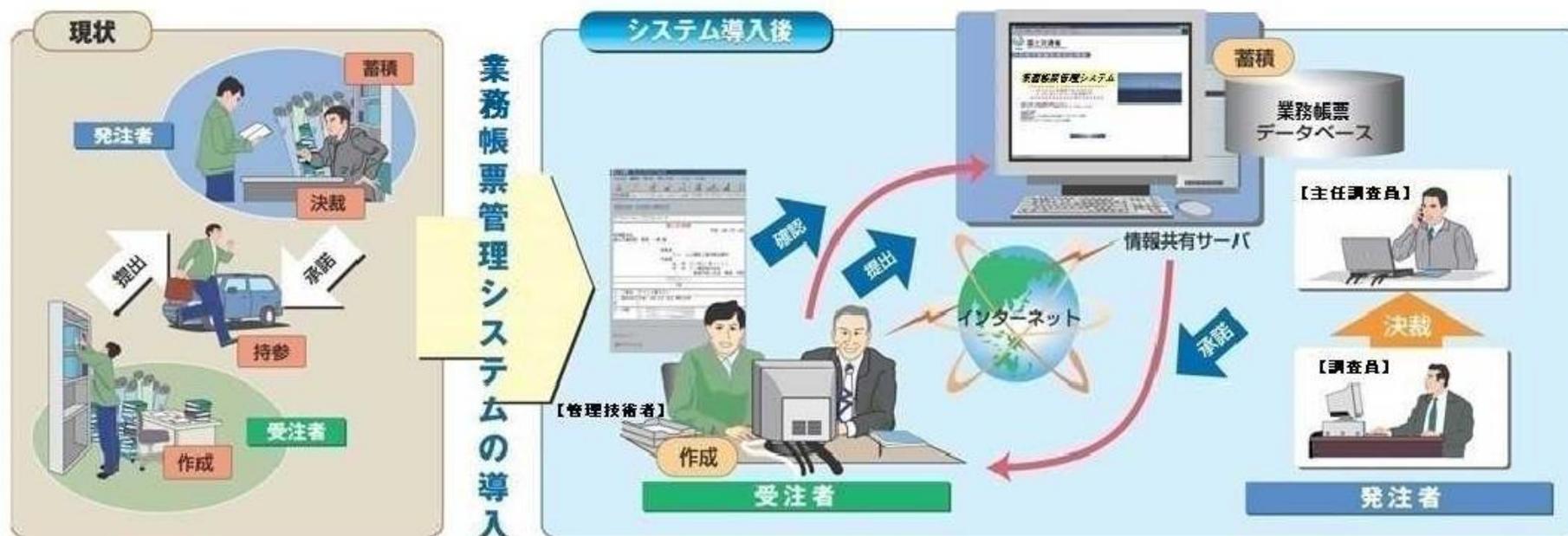
【その他】

港湾潜水技士の有効期限の確認:業務計画書に記載(必要に応じ港湾潜水技士手帳の写しを提示)。
変更業務計画書の提出:軽微な変更内容及び他の提出書類で足りる場合は、**提出不要**。

(1)働き方改革
業務帳票管理システムの運用

【目的】

- 港湾工事等で導入している帳票管理システムを新たに業務に導入することで、受発注者間で扱っている書類を電子データで扱うことによる書類の簡素化や業務の効率化を図る。



業務帳票管理システムのイメージ

○業務帳票管理システム導入のメリット

- ・書類のデータベース化による提出の履歴確認が容易
- ・保管スペースの省力化
- ・受発注者間の情報共有化
- ・帳票管理システムから直接電子納品用データが作成可能

令和3年度当初からの運用開始

(1)働き方改革

業務の現場環境改善の取組

- 全ての業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

(1)目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2)対象

全ての業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3)取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等の活用を努めること。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（メール等含む。）
- ・受発注間でノー残業デーを情報共有すること。

(4)進め方

受注者によって、勤務時間、定時退庁日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

(1)働き方改革 契約変更事務ガイドライン(業務)の活用

継続

- ◆ 「新・担い手3法」や改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制より、これまで以上に設計変更や受発注者間協議の重要性が高まっていることを受け、令和5年3月には、業務版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- ◆ 引き続き契約変更事務ガイドライン(業務)を活用し、適切な契約変更に努める。

◆旧ガイドラインの課題

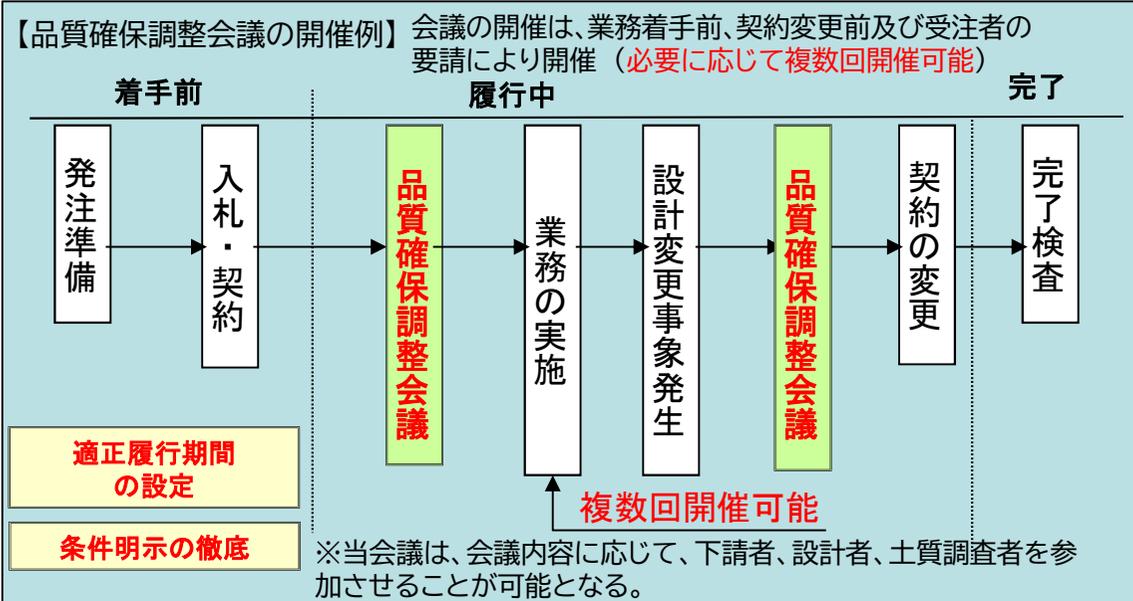
- ① 使いやすさの向上(1)
 - ・ 記載が各所に点在している。
 - ・ 工事版に比べ、補足や解説の記載が少ない。
- ② 使いやすさの向上(2)
 - ・ 設計変更事例の拡充を図ってきたが、事例数が多くなり煩雑になっている。
- ③ 設計変更に係る環境の変化への対応
 - ・ 品質確保調整会議における協議や適正な履行期間の重要性の高まりを踏まえた内容とする必要がある。
- ④ 協議に向けた受発注者間での認識の共有
 - ・ 適切な設計変更のため、受発注者双方で認識を共有する必要がある事項を具体的に明示する必要がある。
- ⑤ 設計変更における課題への対応
 - ・ 設計図書の記載不足により、設計変更につなげられない。

◆新ガイドラインの改定ポイント

- ① 文章・構成の再整理による見やすさ向上
 - ・ ポイントをおさえた文章への修正や全体の構成見直し
 - ・ 工事版に準拠した記載の充実
- ② 設計変更事例の見やすさと検索性の向上
 - ・ 掲載事例の選別（類似事例の集約）
 - ・ 業務種別毎に一覧表を整理
- ③ 各種関連取組との整合
 - ・ 「品質確保調整会議」のほか、設計変更に関連する各種取組の内容を踏まえた記載の充実
- ④ 設計変更するための主なポイントの整理
 - ・ R4.3月に改定した「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」を参考に、設計変更に必要なポイントを整理
 - ・ 設計変更に至らなかった事例、意見を参考に、設計変更に関する質問・回答集を追加
 - ・ 見積参考資料、打合せ記録簿は協議対象とならないことや契約書の条項に該当する事由等を追記
- ⑤ 発注段階における留意事項の整理
 - ・ 適切な設計変更のために、発注段階において留意が必要な事項を整理
 - ・ 条件、数量等の明示や契約後に変更が生じる可能性の明示等、円滑な設計変更につながる設計図書の記載例・事例を追加

(2)担い手の育成・確保 業務品質確保調整会議の適切な運用

- ◆ 着手前や設計変更事象発生時等において、受発注者が履行条件、工程等について総合的に確認・調整し、円滑な業務の実施や品質の確保を図るため、令和2年度より受発注者の責任者も参加する「業務品質確保調整会議」を設置。
- ◆ 令和5年度から、品質確保調整会議に各種会議内容を統合し、内容に応じて参加者を追加可能とすることで、効率的な会議開催と意思決定の迅速化を図った。
- ◆ 引き続き、適切な運用に努める。



会議内容に応じた参加者の基本組合せ

	発注者	受注者	下請者	設計者	土質調査者
設計確認	○	○		○	○※2
工程確認	○	○	○※1		
着工時	○	○	○		
設計変更	○	○	○※1		
完成時	○	○	○		

※1 会議内容に応じて、参加者を適宜変更し開催。

※2 土質調査者は「設計業務」のみ参加

災害時における緊急対応に適合した「請負業務成績評定」の見直し

- ◆ 災害からの復旧・復興を迅速に行ううえでは、調査・測量及び設計を早期に完了させ、復旧事業に繋げることが重要である。
- ◆ しかしながら、災害時における調査・測量及び設計は緊急の対応となり、現場優先型となりがちで施工計画などは後回しとなることもある。
- ◆ 当然、業務完了後は通常業務と同様に成績評定を行うが、前述の対応がゆえ、現行の評価項目では評価し難い項目となってしまう、業務成績が下がってしまう事象も散見される。
- ◆ この結果は、今後の災害時の緊急対応において、モチベーションの低下を招くことが想定される。
- ◆ **令和7年度から災害時の緊急対応業務に携わった技術者に、その貢献度も評価することを位置づける。**

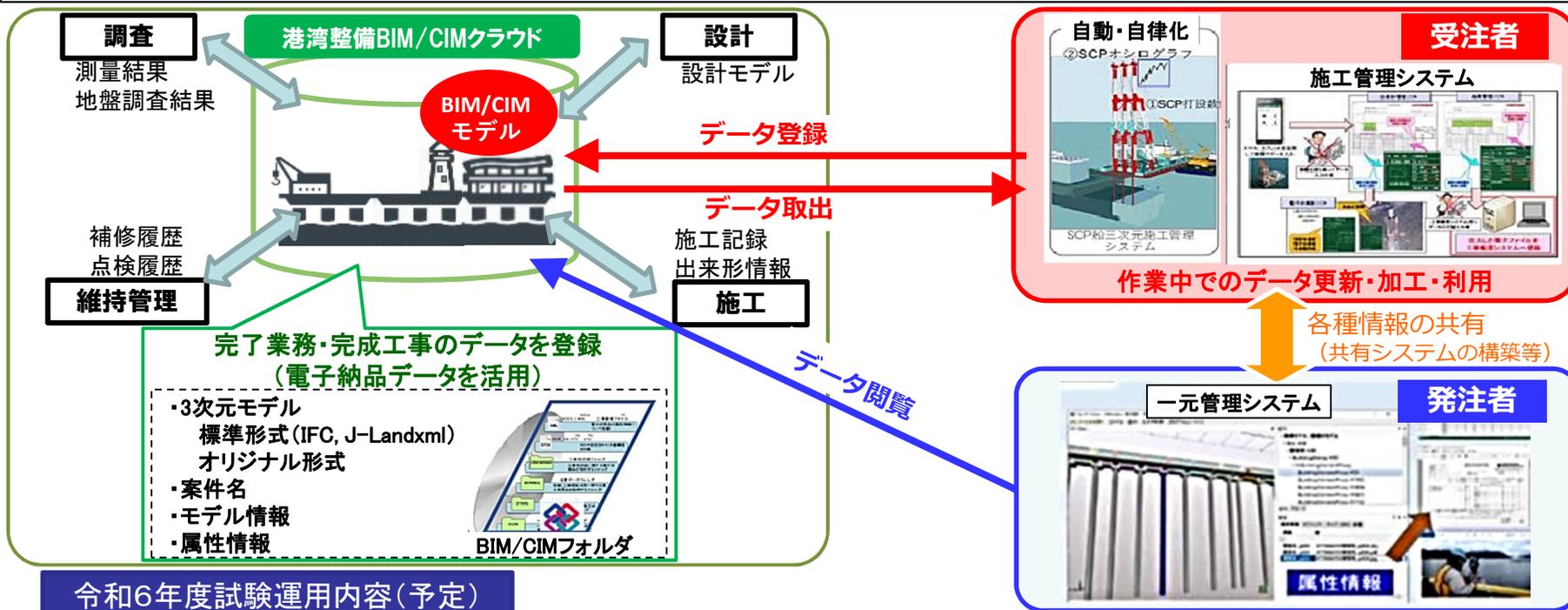
■災害時における緊急対応時の考査基準

評価者	考査項目	細別	評価対象項目
主任調査職員	実施状況の評価	執行管理	・「その他(理由: 災害協定に基づく緊急対応業務)」
	〃	品質管理	・「その他(理由: 災害協定に基づく緊急対応業務)」
	結果の評価	成果物の品質	・「その他(理由: 災害協定に基づく緊急対応業務)」

・「請負業務成績評定」の評価者である主任調査職員の考査項目にて、実施状況の評価中の「**執行管理**」及び「**品質管理**」、結果の評価中の「**成果物の品質**」において、評価項目対象の「**その他**」で「**災害協定に基づく緊急対応業務**」と理由を付し、評価することで、**請負業務成績点への加点**につなげる。

(3)生産性の向上 BIM/CIMクラウドの試験運用の開始

- ◆調査、設計、施工、維持管理までの3次元モデルを、各事業者や受発注者間においてクラウド上で共有するとともに、ソフトウェアに依存しない閲覧機能を付与した「BIM/CIMクラウド」の試験運用を令和6年度から開始した。
- ◆WEBやDXツールの利用を想定し、品質・出来形等のデータ共有場所とすることで、デジタル化の推進を図る。



令和6年度試験運用内容(予定)

項目 (活用時点)	①データの共有 (業務・工事契約後)	②3次元モデルの閲覧 (履行・施工期間中)	③受注者による属性情報の登録と、 発注者による属性情報の確認 (履行・施工期間中)
発注者	・BIM/CIM対象工事・業務のデータを登録 ・プロジェクト情報、ユーザー情報等の登録	・クラウド内の3次元モデル(IFC・J-LandXML)を閲覧	・受注者が登録した施工中の品質管理データなどの属性情報を確認
受注者	・発注者が保管したデータの検索・取出し		・属性情報の登録を行う(施工中の出来形・品質管理データの登録等)

【目的】

・受発注者間の打合せ・検査に伴う移動時間などが、時間の効率的な活用、業務の効率化を阻害し、働き方改革の障害になっていることから、**移動時間の削減等による働き方改革を推進**させるとともに、移動及び対面の打合せ等の削減による**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止**の徹底を目的として、**業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査(以下、「テレビ会議等」)の試行を実施**する。

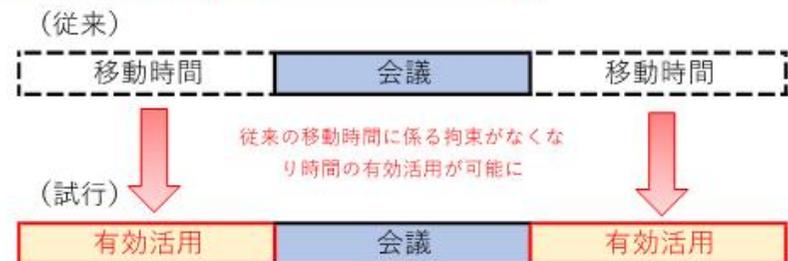
【対象業務】

・**すべての業務** (うち受注者と合意の得られた業務)について試行することが出来る。

【概要】

- 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に定める「打合せ」、「検査」について実施
- テレビ会議等に使用する機器・機材(PC、モニター、プロジェクター)及びインターネット通信は受発注者双方で用意
- テレビ会議等に使用するアプリケーション(例: Skype、Zoom等)は指定しない
- テレビ会議等で取り扱う情報について
個人情報等の秘密文書取については、扱い不可。
情報公開法上、不開示情報となる蓋然性の高い情報)マスキング、匿名等、情報を保護したうえで実施する場合は取扱い可とする。
- 受注者にかかる**機器・機材及び通信費は受注者負担**とする。
- 移動にかかる**旅費交通費は原則計上しない**。

事務所等へ移動時間が削減時間の有効活用が可能に



(3)生産性の向上 測量・調査現場における遠隔臨場の試行

継続

【目的】

・受注者における立会に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や発注者における現場臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、立会に伴う作業に遠隔臨場を試行するものである。なお、遠隔臨場は、『港湾の測量・調査現場における遠隔臨場に関する試行要領(案)』の内容に従い実施する。

